

**赤かび病の発生が顕著に認められています。**

**適期収穫と被害麦の仕分けを徹底してください！**

5月上中旬に実施した赤かび病の発病調査では、岐阜地域で6.0%、西濃地域で3.9%、揖斐地域1.8%、中濃地域で3.9%の発病穂率が確認されました。その後も降雨日が多く、発病穂率および発病程度が上昇したほ場が多く認められます。

つきましては、今後収穫を迎えるにあたり次の事項に留意願います。

1. 現在発生が認められるほ場で、収穫までに期間がある場合は、蔓延防止のため収穫前日数および使用回数に注意し、早急に薬剤による追加防除を実施してください。
2. 収穫は刈急ぎや刈遅れはせず、適期収穫を行ってください。
3. 収穫前に発生状況を確認し、赤かび病の発生が顕著に認められるほ場は刈分けを行ってください。なお、刈分けを行った場合は、必ず乾燥施設にその旨を伝えてください。
4. 収穫後は、熱損粒・異臭麦の発生や赤かび病菌の増殖を防止するため、収穫した麦は可能な限り速やかに乾燥施設へ搬入してください。
5. 赤かび病の被害粒は粒厚が薄く、比重が軽い傾向があるため、粒厚選別や比重選別により被害粒の除去に努めてください。

- ・農薬の使用にあたっては、最新の登録内容を確認し、適正に使用してください。  
農薬登録情報提供システム  
<https://pesticide.maff.go.jp/>
- ・当所のホームページに発生予察情報、病虫害調査データなどを掲載していますのでご活用ください。  
岐阜県病虫害防除所  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/24321/>